

自動継続期日指定定期預金規定

〈自動継続型〉

第1条（自動継続）

- (1) 自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書・通帳記載の最終期日に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最終期日（継続をしたときはその最終期日）の前日までにその旨を当店に申出てください。

第2条（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書・通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最終期日までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最終期日を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様です。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最終期日が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

第3条（利息）

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最終期日（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満……証書・通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……証書・通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を「定期預金共通規定」第5条第1項により満期前に解約する場合および「定期預金共通規定」第5条第4項および第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小

数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6ヵ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

R 3. 4. 1